

平成 2 2 年第 2 回御代田町議会定例会 議事日程（第 4 号）

平成 2 2 年 6 月 1 4 日

議案、陳情に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第 5 1 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 5 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 5 3 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 9 陳情第 9 号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情

議案上程

- 日程第 1 0 意見案第 9 号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書案について

追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 5 9 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

平成 2 2 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 2 年 6 月 4 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 2 年 6 月 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 2 年 6 月 1 4 日	午前 1 0 時 4 8 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 2 年 6 月 1 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 2 年 6 月 1 4 日	午前 1 0 時 4 8 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会 議 録 署 名 議 員	1 2 番 朝 倉 謙 一
	1 番 野 元 三 夫

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	古 越 敏 男
総 務 課 長	荻 原 眞 一	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	重 田 勝 彦		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 2 回定例会会議録

平成 22 年 6 月 14 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (柳澤 治君) あらためまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る 6 月 4 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告を願います。

――― 日程第 1 議案第 51 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

――― 日程第 2 議案第 52 号 職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

――― 日程第 3 議案第 53 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長 (柳澤 治君) 日程第 1 議案第 51 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 2 議案第 52 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 3 議案第 53 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (笹沢 武君)

平成 22 年 6 月 14 日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第51号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
について

議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第53号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を
改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第51号から議案
第53号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号から議案第53号については、討論を省略し、直ちに一括して採決
に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第51号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例案について、議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例案について、議案第53号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第4 議案第54号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議案第54号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（笹沢 武君）

平成22年6月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第54号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） なし。

○議長（柳澤 治君） 報告事項がないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第54号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第54号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

武井 武議員。

(9番 武井 武君 登壇)

○9番(武井 武君) 9番、武井であります。

本案採決の場合は私は退席をいたします。

(9番 武井 武君 退席)

○議長(柳澤 治君) そのほかに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第54号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案については、
委員長報告のとおり決しました。

―――日程第5 議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案について―――

―――日程第6 議案第56号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第5 議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算案について、日程第6 議案第56号 平成22年度御代
田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

笹沢 武総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 笹沢 武君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(笹沢 武君)

平成22年6月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

総務福祉文教常任委員長 笹沢 武

委員会審査報告書

議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
(第1号)について

議案第56号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第
1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。以上。

○議長(柳澤 治君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第55号から議案
第56号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号から議案第56号については、討論を省略し、直ちに一括して採決
に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補
正予算案について、議案第56号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会
計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第7 議案第57号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について――

――日程第8 議案第58号 平成22年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第7 議案第57号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第8 議案第58号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 2ページをお開きください。

平成22年6月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第57号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案
（第1号）について

議案第58号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（柳澤 治君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第57号から議案第58号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 57 号から議案第 58 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 57 号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第 58 号 平成 22 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―― 日程第 9 陳情第 9 号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、

中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情――

○議長(柳澤 治君) 日程第 9 陳情第 9 号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情についての審査報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 3 ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第 9 号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情

(6 月 4 日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以

上報告します。

平成22年6月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長（柳澤 治君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました陳情第9号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第9号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第9号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第9号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 意見案第9号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、

中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第10 意見案第9号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 4ページをお開きください。

意見案第9号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成22年6月14日

御代田町議会議長 柳澤 治様

提出者	御代田町議会議員	古 越	弘
賛成者	御代田町議会議員	内 堀	恵 人
	御代田町議会議員	朝 倉	謙 一
	御代田町議会議員	武 井	武
	御代田町議会議員	茂 木	勲
	御代田町議会議員	小井土	哲 雄

5ページをお開きください。

最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の
拡充・強化を求める意見書(案)

中小企業・業者をめぐる経済環境は一向に好転せず、急速な円高の進行とデフレにより「二番底」が懸念される事態となっている。

景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面している。ここにきて輸出産業大手は業績を回復させつつあるが、その波及効果は弱く、国内の景気回復には内需主導型経済への転換が決定的に重要である。鳩山政権は予算を大幅に組み替え、緊急雇用対策や中小企業対策を打ち出した。状況は深刻化しており、施策の早急な実施が求められている。

過去数年続いた好況期、日本ではワーキングプアが急増し、労働者の3分の1が年収200万円未満である。彼(女)らは、様々な職場で懸命に働き、利益を生み出しながら、低賃金が故に貯蓄もできず、生活困窮状態に陥っている。今の最低賃金は、最も高い東京で時給791円、低い地方では時給629円であり、底支えというより、賃金抑制の役割を果たしている。これでは内需が冷え込むのも当然であ

る。

最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策として有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからである。消費財やサービスへの需要が増えればそれが雇用拡大につながる。

また、低賃金の改善は、転職の減少と仕事の質の向上、採用・新人研修コストの削減、生活保護受給の抑制と社会保険料の支払い手の増加などの効果をもたらす。こうした様々なメリットを踏まえ、中小零細企業に対する支援策を併行して進めながら、最低賃金の引き上げを着実に実現していくべきである。

労働基準法は、第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金は生活保護との整合性をうたっている。

最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困をなくし、早急に日本経済を景気回復への道へと導くため、下記の内容を早期に実現するよう意見書を提出する。

記

1. 政府は、ワーキングプアの根絶と地域格差の是正をはかるために、最低賃金時給1,000円と全国最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行うこと。
2. 政府は、上記の法改正と併せて、中小企業支援策の拡充と下請取引適正化のための制度改善を実施し、まともな単価で公正取引が行われる経済環境を実現すること。
3. 政府は、企業に対し労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提 出 先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

○議長（柳澤 治君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書の趣旨説明を行います。

不況の波を受け、企業経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面しています。過去数年続いた好況期、日本ではワーキングプアが急増し、労働者の3分の1が年収200万円未満であります。賃金の底支えをするはずの最低賃金は、最も高い地方でも時給791円、低い地方では時給629円であり、底支えどころか賃金抑制の役割を果たしています。これでは内需が冷え込むのも当然であります。最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず景気刺激策として有効であります。消費財やサービスへの需要が増えれば、それが雇用拡大につながります。

また、低賃金の改善は、転職の減少と仕事の質の向上、採用・新人研修コストの削減、生活保護受給の抑制と社会保険料の支払い手の増加などの効果をもたらします。こうした様々なメリットを踏まえ、中小零細企業に対する支援策を併行して進めながら、最低賃金の引き上げを着実に実現していくべきであります。

よって、国においては、最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困をなくし、早急に日本経済を景気回復への道へと導くため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第9号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第9号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

ただいま、町長より議案が1件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号とし、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号を追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第59号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与

の特例に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 追加日程第1 議案第59号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長（荻原眞一君） それでは追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第59号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。平成22年6月14日であります。

今回の条例改正につきましては、平成21年度におきました公共下水道使用料の賦課徴収漏れの件に対しまして、一連の事務手続を行ううえにおいて、理事者の不適切な処理もあり、解決を複雑にしまい、関係者の皆さまに混乱を招いたことから、その責任をとるため、町長が給料の20%を1カ月、副町長が給料の10%を1カ月、それぞれ減給するものであります。

2ページの方をお願いいたします。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部

を改正する条例（案）

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例（平成16年御代田町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（町長等の給与月額の特例に関する特例措置）

4項として、平成22年7月1日から平成22年7月31日までの間における町長及び副町長の給料月額は、第2条中「次の表」の規定に関わらず、次の表に掲げる額とする。

表の方であります。職名、町長、給料月額43万6,800円。副町長、給料月額40万500円。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

ということであります。

以上、ご審議のほど、原案どおりお認めいただくよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

朝倉謙一議員。

（12番 朝倉謙一君 登壇）

○12番（朝倉謙一君） 12番、朝倉でございます。

下水道の賦課漏れの責任ということで、町長が20%、それから副町長が10%減給するという、今、総務課長の方からお話がありましたけれども、なぜ、今なのか。これは昨年10月の時点で、もう解決をした問題ではないのかなというふうに私自身は考えたところでございますけれども、なぜ今なのか。12月の一般質問のときにもお聞きしましたけれども、要は担当者だけ減給すると。それで直属の上司に関しては、訓告処分済むという説明がありましたけれども、まず最初に、なぜ今回なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

この件につきましては、議会冒頭の招集のあいさつの中で、私としてそのような判断をさせていただきまして、報告をさせていただきました。

この件につきましては、私どもとして問題が発覚してから、その問題の解決ということで、一番の問題は、請求漏れになっていたものをきちんと請求をして納めていただくという作業を進めてまいりました。確かにご指摘のとおり、大変遅くなったということについては、大変申しわけなく思っております。この判断につきまして、いろいろな議論がある中で、最終的に私として判断をさせていただいたということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） この件に関しては、多分、懲罰委員会を開かれたと思うんですが、懲罰委員会は開かれたんでしょうか。その時点でこういう町長が20%、副町長が10%、それとあと20%、10%の根拠とすれば、なぜ20%、10%なのでしょう。

というのは、要は昨年3月時点で町長に、小諸市と軽井沢町に1,400万円ずつ、要は2,800万円を支払いしたときの関係で、そのときは5%のカットという形で行われましたけれども、なぜ今回20%と10%なのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

理事者の処分ということについては、懲罰委員会にかけるというものではありません。最終的には私の判断で決めるということになっております。

処分ということの内容ですけれども、今回の問題にかかわる理事者の責任の度合いということが、どのようなものなのかということについて、適正な処分ということが必要になります。いたずらに重くするということになりますと、このこうした処分は前例となったり、他の自治体でも、残念ながら今長野県の自治体の中でも、多くのところでこうした下水道にかかわる請求漏れという事態が発生しておりますけれども、そうした他の自治体にもこの判断、処分の内容というものが影響することから、適正な処分とすることが必要になります。そうした中で、他の自治体での処分の状況なども十分調査した中で、最終的には私の判断で処分内容を決めさせていただいたということでもあります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。

○12番（朝倉謙一君） どこもこの要は下水道関係の賦課漏れは、この間は東御市では6,400万円ですか、のような問題も出ていますし、非常にいろいろな面で各自自治体でこういう問題が起こっております。新聞報道等だけの見解ですけれども、大体その時点で、町長あたりの、町長それから担当者の処分というものが決まってくるわけなんですね。ですので、何かそのこういう町長が、町長、副町長、それから担当課長が回って、説明して、要はこの件に関しては払っていただくように説明して回ったというふうにお聞きしましたけれども、その中で何か町民の人たちから言われたんじゃないのかな、それでやっとな町長は腰を上げて自分の処分を決めたんじゃないのかなと。私が去年の12月の議会で聞いたときには、全然町長、責任ないというような答弁もされましたので、そういう点があったのかどうか、最後、お聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私としては、最初から当然理事者がその責任を負うべきというふうに考えておりましたから、その処分というものは理事者の減給ということは当然あるものということは前提でおりました。ただ、その中で、この適正な処分の内容というものがどういうものかという点について、若干のいろいろな議論もあったりした中で、最終的には他の自治体の状況なども見て、私として判断をさせていただいて、提案をさせていただいたと。この問題につきましては、すべてのことについて、これで最終的な決着を図るということのうえでの、私の判断でということになります。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） 朝倉議員に申し上げます。

当質問は、3回を超えますので、まとめてください。

○12番（朝倉謙一君） 終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

私も朝倉議員の質疑と関連をしますので、お願いをしたいと思います。

町長がここで本当に何で今ごろ、この条例案を出さなければいけなかったのか、

先ほどの説明・答弁では、全然理解ができないわけなんです。当然のことながら、職員を処分をしていく、という問題につきましては、まず理事者がそれを身をもって果たすのが一番最初じゃないんですかと思うんです。それなのに、職員だけは即処分をしておいて、自分たちだけは、朝倉議員の一般質問じゃございませんけれども、責任転嫁というか、理事者側にはほとんど責任ございませんという答弁をしておきながら、何でここで出すのか。

これは蛇足ですけども、お聞きください。

6月、5月、この本会議が始まる前のときの議会運営委員会が開かれたんです。そのときにたまたま、2、3日前の新聞に、飯田市がこれと同じような問題が出たと。その中で、おい、おかしいじゃないか、御代田町は町長等は全然お咎めなしでさ、それでも町長の給料とかいろいろなものを考えたことあるのかなあという話も、議運のその他の中ですっと出したら、今度は町長招集のあいさつで、この議案を追加議案として出したいと。追加議案として出すならば、なぜ初日のトップに追加議案で出せないんですか。お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この問題に対する私の考え方で、理事者に責任がなかったなどということは、一切答弁はしておりませんし、私は当然、職員のミスであっても、それは理事者の監督責任にかかわることでもありますから、十分その責任を感じております。その責任を痛感するからこそ、私と副町長が一軒一軒のお宅を訪問して説明をさせていただいて、納付をしていただくという努力をずっと重ねてまいりました。ほぼ決着がつく状況に現在、なってきました。

それで、当初から、先ほども申し上げましたとおり、理事者の責任というのは、他の、当時も若干発生しておりましたから、当然それは理事者の処分というものについて行うという考えは当然持っておりました。また、その中で今回の事態に対する理事者の責任の度合いというものがどの程度のものか、その適正な判断というものはどういうものなのかという意見、協議の中で、調査や協議の中で最終的には私として判断をさせていただいて、この問題で最終的な決着を図りたいということがあります。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） それは朝倉議員の質疑の中で、重々わかっているんです。だから、

町長が招集あいさつの中で最終日に追加議案として提出をしたい、何で初日の日の本会議に追加議案で提出がされなかったのか、そこを聞かせてください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 武井議員がご指摘いただいています、その、今度の判断が非常に遅かったという点については、事実関係から見ても適切なお批判だと思っております。その点については判断の遅れがあったということについては大変申しわけなく思っております。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第59号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（柳澤 治君） 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 6月定例議会の閉会にあたりまして、ひと言御礼を申し上げます。

議員の皆さまには、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦
労さまでした。

本議会に提案いたしましたすべての案件について、ご決定をいただきましたこと
に、心より感謝を申し上げます。

ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、
職員一丸となって進めさせていただきます。

また、本議会の中で、議員の皆さまからいただきました貴重なご意見やご提案、
また、ご批判に、真摯に耳を傾けて今後の行政運営に努めてまいりたいと考えてお
ります。

日本の政治と経済は、まさに激動と混乱の中にあります。地域の皆さまと直接向
き合って暮らしの現場で対応している私たち地方自治体としては、政治と経済の動
向や情勢を正確に把握しながら、常に町民益を最優先にして判断して、事業を進め
ていかなければなりません。参議院選挙は直前であり、県政のゆくえを占う県知事
選挙も迫ってまいりました。いかなる政治状況のもとであっても、我々は我々の政
治的な対応というものの重要性が増しており、議員の皆さまのよりいっそうのご協
力をお願いする次第です。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、いっそうのご活
躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。
大変ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（柳澤 治君） これにて平成22年第2回御代田町議会定例会を閉会といたしま
す。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時48分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員